

ごみ集積所からの一般廃棄物の持ち去り禁止（三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）についてパブリック・コメントを募集します

1 案件名

ごみ集積所からの一般廃棄物の持ち去り禁止（三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

2 改正の趣旨

全国の自治体では、循環型社会の形成を推進するため、一般家庭から排出される廃棄物を収集する際に、資源化できるもの（以下「資源物」という。）を分別収集し、それを再生利用する取り組みが活発に行われています。

しかし、自治体または自治体が収集運搬を委託した業者以外の者が、換金などを目的にそれらの資源物をごみ集積所から持ち去る行為が全国的に発生しており、社会的な問題となっています。三島市においてもそれは例外ではなく、市民の方などからの通報が後を絶ちません。

また、資源物以外の廃棄物についても、持ち去り行為による個人情報の不正取得やプライバシーの侵害、また、持ち去った廃棄物の貯め込みによるごみ屋敷化といった問題も発生しています。

廃棄物の持ち去り対策として、多くの自治体で条例等に持ち去り行為の禁止を規定していますが、三島市においても、廃棄物の持ち去り行為を禁止するための有効な対策手段として、三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正し、ごみ集積所から廃棄物を持ち去る行為の禁止を規定しようとするものです。

3 廃棄物持ち去り行為の問題点

(1) 廃棄物の適正処理における問題

市内で発生した一般廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、市は適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されています。

しかし、ごみ集積所から持ち去られた廃棄物は、その後、適正に処理されているのか確認ができません。一部は不法投棄されている可能性もあり、その場合、市は適正処理の責任を果たしていないこととなります。

(2) ごみ処理費用の問題

廃棄物の処理には多額の費用が掛かり、市民の税金が使われていますが、市が収集した廃棄物のうち、資源物については中間処理を行うなどして売り払い、その収入を廃棄物処理費用に充てています。

資源物が持ち去られるということは、その収入が減少することになり、その分市民の負担が増えることとなります。

(3) 市民の分別意識の問題

多くの市民の方が、ごみの減量と資源化の意識を持って、市の分別収集に協力していただいています。

しかし、持ち去り行為の発生により、市民のごみ分別意識を低下させ、ごみの減量と資源化を後退させてしまう恐れがあります。

(4) 市民の安全の問題

市民が廃棄物の持ち去り行為を発見し、それを注意しても、相手から暴言を吐かれたり、脅されたりすることがあります。

市民に危害が及ばないようにするためには、持ち去り行為に対して規制をかける必要があります。

4 改正の効果

廃棄物の持ち去り行為の禁止を規定することで、持ち去り行為を発生前に抑止する効果と、実際に持ち去り行為が発生した場合は、それに対する注意や禁止命令、罰則を適用する根拠とするとともに、禁止命令に違反した事実の公表や罰則の適用により、更なる抑止効果が期待できます。

5 持ち去り禁止の対象とする廃棄物

持ち去られる廃棄物は、資源古紙や資源ごみの金属類といった換金が可能な有価物がほとんどです。しかし、個人情報不正取得やプライバシーの保護、またごみ屋敷化の問題を考慮して、ごみ集積所に排出される一般廃棄物全てを対象とします。

6 主な改正の内容

(1) 廃棄物の収集運搬の禁止及び禁止命令の規定追加

現在、ごみ集積所に排出された廃棄物の収集運搬は、市直営及び市が収集運搬を委託した業者により実施しています。

そこで、市及び市が収集運搬を委託した業者以外は、ごみ集積所から廃棄物を収集運搬することを禁止することとします。

ただし、ごみ集積所を利用して資源物の集団回収を実施している団体がありますので、集団回収実施団体及びその団体が収集運搬を委託している業者については、収集運搬の禁止から除外します。

また、禁止の規定に違反して廃棄物を収集運搬した場合は、収集運搬を禁止する命令を出すことができることとします。

(2) 禁止命令に違反した者の公表の規定追加

集積所から廃棄物を収集運搬することの禁止命令を受けた者が、禁止命令に違反したときは、禁止命令に違反したことを公表できることとします。

なお、公表を行う前に対象者に通知し、弁明の機会を与えます。

(3) 禁止命令に違反した者への罰則の規定追加

ごみ集積所から廃棄物を収集運搬することの禁止命令を受けた者が、禁止命令に違反したときは、罰則を適用できることとします。

また、対象者が使用人である場合は、雇用している事業者又は雇用者にも同じ罰則を適用できることとします。

7 施行予定日

平成29年4月1日

8 募集期間

平成28年8月10日（水）から平成28年9月9日（金）まで

9 提出方法

パブリック・コメント用紙に、提出者の対象区分、住所、氏名及び連絡先を明記して、募集期間内に持参、郵送、FAX又はEメールで提出してください。

10 提出先

〒411-0000 三島市字賀茂之洞 4703-94 三島市清掃センター

三島市環境市民部廃棄物対策課収集係

FAX番号 055-971-8994

Eメールアドレス haitai@city.mishima.shizuoka.jp

※市ホームページのパブリック・コメントコーナーにおいても提出できます。

11 意見の取扱い

提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載するほか、廃棄物対策課、情報公開コーナー、公民館（北上、錦田、中郷、坂）及び生涯学習センターで閲覧又は資料配布の方法により公表します。

なお、提出された意見への個別回答はいたしません。

12 問合せ

環境市民部廃棄物対策課収集係 電話番号055-971-8993